

I [国家税务总局关于认定外商投资货物运输企业为自开票纳税人的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函【2007】223号
【发布日期】2007-02-15
【实施日期】2007-02-15
【提示】根据该通知，自2007年01月01日起，外商投资货物运输企业将统一被认定为自开票纳税人，外商投资货物运输企业的其他税收事项仍按照《国家税务总局关于加强货物运输业税收征收管理的通知》（国税发【2003】121号）和《国家税务总局关于货物运输业若干税收问题的通知》（国税发【2004】88号）的有关规定执行。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
国家税务总局关于认定外商投资货物运输企业为自开票纳税人的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5166762.html>

国家税务总局关于加强货物运输业税收征收管理的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=200311241220361197>

国家税务总局关于货物运输业若干税收问题的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=20040720105116525>

I [国家税务总局关于修订增值税专用发票使用规定的补充通知](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税发【2007】18号
【发布日期】2007-02-16
【实施日期】2007-02-16
【提示】根据该补充通知，对增值税一般纳税人开具增值税专用发票后，发生销货退回、销售折让以及开票有误等情况需要开具红字专用发票的，按不同情况分别规定了处理办法。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5166567.html>

I [国家税务总局による外商投資貨物運輸企業を「自開票納税者（自ら運輸関係のインボイスを発行する納税者）」に認定することに関する通知](#)

【発布機関】国家税务总局
【発布番号】国税函【2007】223号
【発布日】2007-02-15
【施行日】2007-02-15
【コメント】当該通知によると、2007年1月1日より、外商投資貨物運輸企業は統一的に「自開票納税者（自ら運輸関係のインボイスを発行する納税者）」と認定され、外商投資貨物運輸企業のその他の税収事項は今までどおり「国家税务总局による貨物運輸業における徴税管理の強化に関する通知」（国税発【2003】121号）と「国家税务总局による貨物運輸業における若干の税収問題に関する通知」（国税発【2004】88号）の関係規定に基づき執行される。

【関係する法令全文】下記URLをクリックしてください。：
国家税务总局による外商投資貨物運輸企業を「自開票納税者（自ら運輸関係のインボイスを発行する納税者）」に認定することに関する通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5166762.html>

国家税务总局による貨物運輸業における徴税管理の強化に関する通知

<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=200311241220361197>

国家税务总局による貨物運輸業における若干の税収問題に関する通知

<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=20040720105116525>

I [国家税务总局による増値税専用インボイス使用規定の修訂に関する補足通知](#)

【発布機関】国家税务总局
【発布番号】国税発【2007】18号
【発布日】2007-02-16
【施行日】2007-02-16
【コメント】この補足通知により、増値税の一般納税者に対し増値税専用インボイスを発行したのち、返品、割引及びインボイス発行ミスがあったなど、紅字専用インボイスを発行する場合が生じた場合、その各状況に応じた各々の処理の方法を規定した。

【法令全文】下記URLをクリックしてください。：
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5166567.html>

I 关于上海市部分外商投资企业有关地方所得税优惠政策延期执行至 2007 年底的通知

【发布单位】上海市地方税务局

【发布文号】沪地税外【2007】9号

【发布日期】2007-02-28

【实施日期】2007-02-28

【提示】根据该通知，为继续发挥虹桥、闵行、漕河泾三个经济技术开发区和浦东新区的优势，鼓励上海市的产品出口企业和先进技术企业的发展，下列外商投资企业可继续执行上海市原规定的地方所得税优惠政策（免征3%的地方所得税）至 2007 年底：

- n 设立在虹桥、闵行、漕河泾经济技术开发区内的生产性外商投资企业；
- n 设立在浦东新区内的外商投资企业；
- n 设立在上海市的产品出口型外商投资企业和先进技术型外商投资企业。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csi/csfg/sw/wqsds/useroject7ai25153.html>

I 国家外汇管理局关于 2007 年度金融机构短期外债管理有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局

【发布文号】汇发【2007】14号

【发布日期】2007-03-02

【实施日期】2007-04-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040200000000000.36&id=4

I 中华人民共和国海关暂时进出境货物管理办法

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署令第 157 号

【发布日期】2007-03-01

【实施日期】2007-05-01

【提示】该办法适用于经海关批准，暂时进出境，并且在规定的期限内复运出境、进境的货物。该办法对暂时进出境货物的定义、核准、监管措施等进行了比较详细的规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/fc202f.htm>

I 上海市の一部の外商投資企業に關係する地方所得稅優遇政策を 2007 年末まで延期執行することに関する通知

【發布機構】上海市地方稅務局

【發布番号】滬地稅外【2007】9 号

【發布日】2007-02-28

【施行日】2007-02-28

【コメント】この通知によると、引き続き虹桥、闵行、漕河泾の3つの經濟技術開發区と浦東新区の優勢を發揮し、上海市の製品輸出企業と先進技術企業の發展を激励する為、下に列記する外商投資企業は引き続き上海市がもともと規定している地方所得稅の優遇措置(3パーセントの地方所得稅の免除)を 2007 年度末まで延長して執行できる。

- n 虹桥、闵行、漕河泾經濟技術開發区内に設立された生産型外商投資企業；
- n 浦東新区内に設立された外商投資企業；
- n 上海市内に設立された製品輸出型外商投資企業と先進技術型外商投資企業。

【法令全文】下記URLをクリックしてください。

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csi/csfg/sw/wqsds/useroject7ai25153.html>

I 国家外国為替(外貨)管理局による 2007 年度金融機構短期外債管理に関する問題についての通知

【發布機關】国家外貨管理局

【發布番号】匯發【2007】14 号

【發布日】2007-03-02

【施行日】2007-04-01

【法令全文】下記URLをクリックしてください。

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040200000000000.36&id=4

I 中華人民共和國關稅臨時出入國貨物管理弁法

【發布機關】稅關總署

【發布番号】稅關總署令第 157 号

【發布日】2007-03-01

【施行日】2007-05-01

【コメント】この弁法は稅關の批准を得て、臨時に国境内に持ち込まれたり或いは国境外に持ち出され、且つ規定の期間内に再び国境外に持ち出され或いは国境内に持ち込まれる貨物につき適用される。この弁法は臨時出入国貨物の定義、審査標準、監督措置等につき比較的詳細に規定している。

【法令全文】下記URLをクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/fc202f.htm>

I 中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署令第 158 号

【发布日期】2007-03-02

【实施日期】2007-05-01

【提 示】该规定适用于进出口货物收发货人或者其代理人对进出口货物进行商品归类，以及海关依法审核确定商品归类。自该规定实施之日，2000 年 02 月 24 日海关总署令第 80 号发布的《中华人民共和国海关进出口商品预归类暂行办法》同时废止。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/ffd84e.htm>

I 中华人民共和国海关办理行政处罚案件程序规定

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署令第 159 号

【发布日期】2007-03-02

【实施日期】2007-07-01

【提 示】该规定包括总则、一般规定、案件调查（含立案，查问，询问，检查，查验，化验，鉴定，查询存款、汇款，扣留和担保，调查中止和终结）、行政处罚的决定（含案件审查，告知，复核和听证，处罚决定）、行政处罚决定的执行、简单案件处理程序、附则等内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/419/b83e119c.htm>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 中華人民共和國稅關輸出入貨物商品分類管理規定

【発布機関】関税総署

【発布番号】関税総署令第 158 号

【発布日】2007-03-02

【施行日】2007-05-01

【コメント】この規定は輸出入貨物の発送・受領人またはその代理人が輸出入貨物につき商品分類を行う際、及び税関が法に基づき商品分類を審査し確定する際に適用される。当該規定施行の日をもって、2000 年 2 月 24 日税関総署令第 80 号発布の「中華人民共和國税関輸出入商品仮分類臨時弁法」は同時に廃止される。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/ffd84e.htm>

I 中華人民共和國稅關が行政処罰案件を取り扱う手続規定

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署令第 159 号

【発布日】2007-03-02

【施行日】2007-07-01

【コメント】この規定は総則、一般規定、案件調査（立案、査問・尋問、検査、検査実験、化学実験・鑑定・預金と送金の調査、拘留と担保、調査中止と終了を含む）、行政処罰の決定（案件審査、告知・再審と意見聴取、処罰決定を含む）、行政処罰決定の執行、簡単な案件の処理手続き、附則等の内容を含む。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/419/b83e119c.htm>

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、關係する新情報

I 商务部制定《外商投资合伙企业管理办法(送审稿)》

日前，商务部制定了《外商投资合伙企业管理办法(送审稿)》，并致函国家发展和改革委员会等各部委征求意见。

该送审稿共四章三十八条，包括：总则，基本制度，设立、登记、税务和外汇管理，附则。主要内容是：

(一) 审批制度：外商投资合伙企业的设立(第 20 条)和重大变更(第 25 条)需要经过商务主管部门的审批，一般事项的变更需要到商务主管部门备案，同时明确了设立审批需要报送的文件(第 21 条)；

(二) 适用范围(第 2 条)：适用于外国自然人、法人和其他经济组织(以下简称“外国合伙人”)与中国自然人、法人和其他经济组织，或者由两个以上外国合伙人依照《合伙企业法》和《外商投资合伙企业管理办法》的规定共同在中国境内设立的普通合伙企业和有限合伙企业；

(三) 产业政策(第 7 条)：送审稿将合伙人在合伙企业中的“控股”地位理解为对重大事项的决策权以及分红比例，从而明确了产业政策(包括“限于合资、合作”、“中方控股”和“中方相对控股”)如何适用于外商投资合伙企业；

(四) 劳务出资：合伙人可以用货币、实物、知识产权或者其他财产权利出资，中国合伙人可以用劳务出资(第 10 条)；

(五) 出资期限(第 11 条)：外商投资合伙企业除劳务以外的出资应当在获得批准证书后 90 日内一次缴清；

(六) 出资额与投资总额(第 12、13 条)：送审稿参照三资企业的注册资本和投资总额比例制度，对外商投资合伙企业设定出资额和投资总额制度；

(七) 登记备查制度：外商投资合伙企业的外国普通合伙人应向审批和登记机关提供其主要财产清单(第 21、25 条)，供社会公众查询，并在财产发生重大变化时将该变化向审批和登记机关备案，便于交易相对人获得关于外国普通合伙人偿债能力的信息；

(八) 参照现行外商投资企业的管理办法，送审稿规定了外商投资合伙企业的税收、海关、外汇等管理制度(第 28 至 32 条)；

(九) 与《中外合作经营企业法实施细则》中规定的非法人制企业的制度衔接(第 36 条)：《外商投资合伙企业管理办法》将不适用于按照《中外合作经营企业法实施细则》设立的“不具有法人资格的合作企业”。

查看《外商投资合伙企业管理办法(送审稿)》全文，请点击以下网址：

I 商务部制定《外商投资合伙企业管理办法(草案)》

先日、商務部は「外商投資パートナー企業管理弁法(案)」を制定し、これを国家發展と改革委員會等各部門の委員會に送り意見を求めた。

当該法律案は全部で四章三十八条からなり、総則・基本制度・設立・登記・財務と外貨管理・附則から成り立つ。主要な内容は以下の通りである：

(一) 審査批准制度：外商投資共同經營企業の設立(第 20 条)と重大変更(第 25 条)は商務部主管部門の審査と批准を経ることが必要であり、一般事項の変更は商務主管部門へ報告して記録する必要がある、また同時に設立の審査批准に必要な書類を明らかにした(第 21 条)；

(二) 適用範囲(第 2 条)：外国の自然人・法人とその他の經濟組織(以下「外国パートナー」と略す)、並びに中国の自然人・法人とその他の經濟組織、或いは二つ以上の外国パートナーが「パートナー企業法」と「外商投資パートナー企業管理弁法」の規定によって共同して中国国内で設立した普通パートナー企業と有限責任パートナー企業に適用される；

(三) 産業政策(第 7 条)：法律案はパートナーのパートナー企業内での「マジョリティ」地位を重大事項の決定権及び配当金比率と理解し、これによって産業政策(「合资、合作に限る」、「中方マジョリティ」と「中方相対的マジョリティ」を含む)をいかに外商投資パートナー企業に適用するかを明らかにした；

(四) 勞務出資：パートナーは金銭、实物、知的財産権あるいは其の他の財産権を用いて出資することができ、中国側のパートナーは勞務を以て出資することができる(第 10 条)；

(五) 出資期限(第 11 条)：外商投資パートナー企業において勞務以外の出資は批准證書を得た後 90 日以内に一括して支払う；

(六) 出資額と投資の総額(第 12、13 条)：法律案は三資企業の登録資本金と投資総額の比例制度を参考にして、外商投資パートナー企業に対し出資額と投資総額の制度を設定した；

(七) 登記準備審査制度：外商パートナー企業の外資普通パートナーは審査批准と登記機關に主要な財産の目録(第 21、25 条)を提出し、社会公衆が問い合わせできるようにしなければならない、さらに財産に重大な変更が生じたときは、この変更を審査批准登記機關に報告し記録する必要がある、これにより取引の相手方は外国普通パートナーの債務返済能力に関する情報を得ることができる；

(八) 現行の外商投資企業の管理弁法を参考にして、この法律案は外商投資パートナー企業の税收、税関、外貨等の管理制度を規定した(第 28～32 条)；

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/bh/200703/20070304413083.html>

(摘自 2007 年 03 月 01 日中国商务部网站)

(九)「中外合作經營企業法實施細則」に規定した非法人企業との制度的連結(第 36 条):「外商投資パートナー企業管理弁法」は「中外合作經營企業法實施細則」に基づき設立された「法人資格を有さない合作企業」には適用されない。

「外商投資共同經營企業管理弁法(案)」の全文を参照するには、以下の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/bh/200703/20070304413083.html>

(2007 年 3 月 1 日中国商務部ホームページより抜粋)

I 上海市外商投资企业联合年检的几点说明

一、今年外商投资企业网上联合年检与往年不同:

1. 全部采用网上登录联合年检系统、网上申报的方式。
2. 登录步骤稍有不同。
3. 填报的内容有所增加, 建议填写财政报表。
4. 主管部门增加了统计局。
5. 系统设置中增加了会员设置和英文名称的填写。

二、企业上报流程:

1. 在线注册: (如果去年已经注册过, 跳过此步骤。) 企业登录商务部 WWW.LHNJ.GOV.CN 网站, 在“年检全国版”一栏选择“上海”, 进入“用户登录”页面后点击“普通登录”, 然后点击“在线注册”, 根据提示操作, 直至注册完成。
2. 登录: 企业登录商务部 WWW.LHNJ.GOV.CN 网站, 在“年检全国版”一栏选择“上海”, 进入“用户登录”页面后点击“普通登录”, 通过输入用户名, 即企业代码(批准证书上的 13 位进出口代码)和密码, 进入网上联合年检系统。
3. 点击“系统设置”后, 选择主管部门, 并完成会员设置。
4. 打开年检报告书表一至表七, 逐一填写并保存。
5. 填写财政报表。
6. 报表上报。
7. 根据审核部门的审核意见, 修改报表并重新上报。
8. 审核部门审核通过后, 将年检报告书打印, 交由法人代表签字, 盖公章, 并带齐审核部门要求的其他资料, 按照审核意见在指定时间到指定地点办理现场复核盖章手续。
9. 上海市联合年检办公室于 2007 年 04 月 11 日至 05 月 25 日(国定假日除外)在

I 上海市外商投资企业联合年度検査についてのいくつかの説明

一、今年度の外商投資企業オンライン聯合年度検査システムがこれまでと異なる点:

1. ネット上で聯合年度検査システムにログインし、オンライン申告方式を全てにおいて採用した。
2. ログインのプロセスがやや異なる。
3. 記入する内容がやや増えた、財政申告表の記入を推奨している。
4. 主管部門に統計局が設置された。
5. システム設定のうち会員設定と英文名称の記入が追加された。

二、企業の申請プロセス

1. オンライン登録: (もし昨年既に登録済みであれば、これは省略できる。) 企業は商務部ホームページ WWW.LHNJ.GOV.CN にアクセスし、「年度検査全国版」の欄から「上海」を選択する、「ユーザー登録」のページを開き「普通登録」をクリック、その後「オンライン登録」をクリックし、指示に従って操作すると登録が完成する。
2. ログイン: 企業は商務部のホームページ WWW.LHNJ.GOV.CN にアクセスし、「年度検査全国版」の一覧から「上海」を選択、「ユーザー登録」のページを開き「普通登録」をクリック、ユーザー名即ち企業コード(批准証書上の 13 桁の輸出入番号)とパスワードを入力しオンライン聯合年度検査システムに入る。
3. 「システム設置」をクリックしたのち、主管部門を選択、会員設置を完成する
4. 年度検査報告書一から七までを開き、一つ一つ記入し保存する。
5. 財政申告表を記入
6. 申告表の提出
7. 審査許認可部門の査定意見に基づき、報告書を修正し改めて提出する。
8. 審査許認可部門の査定を通過したのち、年度検査報告書をプリントアウトし、法人代表により署名、公印の押印をし、審査認定部門の要求した資料を全て揃え、査定意見書によって指定された時間に指定された場所に

上海市延安西路 2299 号（上海世贸商城）联合办公，上海市外资委、上海市经委、上海市财政局、上海市国税局、上海市工商局、外汇管理局上海分局设点受理上海市市属外商投资企业的年检。

10. 上海市各区县联合年检办公室集中受理外商投资企业申报年检材料的时间、地点，由各区县联合年检办公室决定。

三、如何寻求帮助和指导：

1. 查询相关网站：
WWW.LHNJ.GOV.CN
WWW.SMERT.GOV.CN
WWW.SAEFI.ORG.CN
2. 咨询电话：
021-62752995
021-62751309

（摘自 2007 年 03 月 06 日上海市外商投资企业协会公告）

赴いて再査定と捺印の手続きを行う。

9. 上海市聯合年度検査弁公室は 2007 年 4 月 11 日から 5 月 25 日（国定の休日を除く）上海市の延安西路 2299 号（上海世貿商城）にて共同して手続きをおこなう。上海市外資委員会、上海市經濟委員会、上海市財政局、上海市国税局、上海市工商局、外貨管理局上海分局が上海市管轄の外商投資企業の年度検査を受理する。
10. 上海各地区の聯合年度検査弁公室が外商投資企業による年度検査資料の提出を集中して受理する時間・地点は各地区の聯合年度検査弁公室によって決定する。

三、アドバイスと指導と受けるにはどうするか

1. 関連 URL：
WWW.LHNJ.GOV.CN
WWW.SMERT.GOV.CN
WWW.SAEFI.ORG.CN
2. 問い合わせ電話番号：
021-62751309
021-62752995

（2007 年 3 月 6 日上海市外商投資企業協會公告より抜粋）

I 关于“外商投资先进技术企业”的申报和确认

近日，律师参加了有关“外商投资先进技术企业”申报和确认方面的官方讲座。现就讲座内容简要整理如下，供参考：

一、“外商投资先进技术企业”的法律概念

根据《国务院关于鼓励外商投资的规定》（国务院令 7 号，1986 年 10 月 11 日实施）第二条的规定，外商投资先进技术企业，是指外国投资者提供先进技术，从事新产品开发，实现产品升级换代，以增加出口创汇或者替代进口的生产型企业。

二、“外商投资先进技术企业”可享受的优惠政策

根据《国务院关于鼓励外商投资的规定》等的规定，在上海目前的实践中，外商投资先进技术企业通常可以享受的优惠政策如下：

1. 企业按照中国法律规定享受企业所得税二免三减半政策期满后，可以延长三年减半缴纳企业所得税，即享受企业所得税二免六减半（延长减半的企业所得税税率不低于 10%）政策；
2. 在中国法律规定免征企业所得税期间，同时免征地方所得税：在以上免税期满后，再先后免征和减半征收地方所得税各三年，即享受地方所得税五免三减半政策；
3. 企业以征用或划拨形式取得土地使用权的，其土地使用费减半征收；

I 「外商投資先進技術企業」に関する申告と確認

近日、弁護士は「外商投資先進技術企業」に関する申告と確認の方面の政府講座に参加した。ここではこの講座の内容につき要点を整理する。参考まで。

一、「外商投資先進技術企業」の法律概念

「國務院の外商投資を奨励することに関する規定」（國務院令 7 号、1986 年 10 月 11 日施行）第二条の規定によると、外商投資先進技術企業とは、外国投資者が先進技術を提供し、新製品の開発に取り組み、製品のアップグレードを実現することによって、輸出にて外貨収入を増大し或いは輸入を代替する生産型企業を指す。

二、「外商投資先進技術企業」は優遇政策を受けることができる

「國務院の外商投資を奨励することに関する規定」等の規定により、上海で現在実施されている外商投資先進技術企業が通常受けることのできる優遇政策は以下の通り。

1. 企業は中国の法律規定に基づき企業の所得税二免三減半政策が満期となった後、延長して三年間企業の所得税を半減しておさめることができる。即ち企業所得税の二免六減半（延長して半減する企業の所得税率は 10 パーセントを下回らない。）政策である；
2. 中国の法律規定により企業の所得税を免除している期間中、同時に地方所得税を免除する：以上の免税期間が終了した後、さらに地方所得税の免税を 3 年、半減措置を 3 年受けることができ

4. 外方投资者将其从企业分得的利润直接再投资于经营期限不少于五年的“外商投资先进技术企业”时，其再投资部分已缴纳的企业所得税可全部退还（备注：通常情况，仅可退税 40%）；
5. “外商投资先进技术企业”进行技术改造，用四项自有资金（生产发展基金、储备基金、折旧、未分配利润）进口国家非限制自用设备及其配套的技术、配件、备件，可免征关税和进口环节增值税。

る、即ち地方所得税五免三減半政策である；

3. 企業が徴用や無償割当ての形式で土地使用権を取得した場合、その土地使用料は半減して徴収する。
4. 外国の投資者がその企業から分け得た利潤を直接、経営期間 5 年を下回らない「外商投資先進技術企業」に再投資した場合、その再投資部分の既に支払った所得税は全て還付される。（備考：通常は、40 パーセントの還付）
5. 「外商投資先進技術企業」は技術改造を行い、4 項の自己保有資金（生産発展基金、備蓄基金、減価償却、未分配利潤）を用いて国家が制限していない設備及びその他の関連する技術、部品、スペアパーツを輸入する場合、関税と輸入段階の増徴税を免除する。

三、“外商投资先进技术企业”的申请条件

在上海目前的实践中，申请确认为“外商投资先进技术企业”，通常需同时具备下列条件：

1. 必须是生产型企业或从事研究开发的项目；
2. 采用国际先进和适用的工艺、技术和设备；
3. 生产的产品质量、技术性能属国内领先或国际先进水平；
4. 企业投产必须满 6 个月以上。

（备注：仅是进口机器设备的性能、效率优于国产设备的一般加工项目或主要从事来件组装的项目，通常不能确认为“外商投资先进技术企业”。）

三、「外商投資先進技術企業」の申請条件

実務において、上海で「外商投資先進技術企業」を申請許認可されるには通常以下の条件を同時に満たす必要がある。

1. 必ず生産型企業或いは研究開発に携わるプロジェクトであること。
2. 国際的に先進した技巧、技術と設備を採用していること。
3. 生産している製品の品質、技術性能が国際先鋭若しくは先進水準にあること
4. 企業が生産を始めて満 6ヶ月以上が経過していること。

（備考：輸入機器設備の性能・効率が国産設備より優れているだけの一般加工プロジェクト或いは主に組み立てを行うプロジェクトだけでは通常「外商投資先進技術企業」とは認められない。）

四、涉及的主要政府部门

在上海，申请确认为“外商投资先进技术企业”事宜涉及的主要政府部门是上海市外资委。

可见，外商投资先进技术企业可以享受较多的优惠政策，但目前外商投资企业中获得先进技术企业资格的企业数量非常少，上海也只占 5%，很大程度上是因为企业不了解相关政策，从而丧失了享受优惠政策的机会。同时，目前中国正在进行所得税改革，以推动内外资所得税的统一，目前的所得税法草案规定了对按现行税法享受的税收优惠给予一定的过渡期，即，新税法施行后按现行税法未享受完的部分优惠将继续享受。因此，律师提醒，为了充分享受外商投资先进技术企业的优惠政策，有关企业可以考虑，在新税法出台之前尽快申报先进技术企业，争取及时享受更多优惠政策。

四、関連する主要政府部門

上海では「外商投資先進技術企業」の申請と認定に関連する主要な政府部門は上海市外資委員会である。

以上のことから見てとれるのは、外商投資先進技術企業は比較的多くの優遇政策を受けることができるが、ただし、今の時点で外商投資企業のうち先進技術企業の資格を有している企業は非常に少ない。上海では 5 パーセントにすぎない。これは多くの場合企業の関連する政策について理解が乏しく、この優遇措置を受ける機会を逸していると言える。同時に中国は所得税改革を推進しており、これにより、内外資の所得税を統一する見通しだ。現在の所得税法草案は現行の税法に拠る優遇措置とのからみで一定の移行期間を与え、即ち、新税法施行の後も現行の税法によってまだ受けていない優遇部分は引続き受けることができる。これにより、弁護士のアドバイスとしては、充分に外商投資先進技術企業の優遇政策を受ける為には、関係する企業は新しい税法が登場する前に速やかに先進技術企業の申請を出し、更に多くの優遇措置を獲得することを考えることが望ましい。

（里兆律师事务所 2007 年 03 月 09 日整理编写）

（里兆弁護士事務所 2007 年 3 月 9 日作成）